

監査法人に対するモニタリングの進め方の見直し

令和 8 年 7 月

監査法人に対するモニタリングの進め方の見直し【概要】①

公認会計士・監査審査会の使命・業務

- 公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性・透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上に取り組む。

監査及び監査事務所をめぐる環境の変化

- 近年、**会計不正発覚の事実を公表する上場会社等が増加傾向**にあり、社会的影響の大きい事案も発生。
(注) 改正公認会計士法（令和5年施行）により、審査会は虚偽証明等の検証も行うことができることとされたところ。
- 上場会社を監査する担い手の裾野は引き続き拡大しているが、**中小規模監査事務所**については、審査会の検査において、品質管理の状況が十分でない事案も見られるなど、**監査事務所の体制面の弱さが監査の品質面にも影響を及ぼすことが懸念**される状況。
- 一方で、**大手監査法人**は時価総額ベースで上場会社の9割以上のシェアを占めており、**資本市場における重要性を踏まえた監査品質の維持・向上**を図る必要。
また、所属するグローバルネットワークで開発する**AI・監査ツールの導入等**により**監査手法が高度化・多様化**しており、品質管理を含む監査法人の業務運営全般についての的確に把握する必要。

監査事務所の状況やリスク等に応じ、よりの確にモニタリングを実施していくことが重要。

【⇒モニタリングの進め方の見直し】

※ モニタリングとは、オンサイトのモニタリング（検査）とオフサイトのモニタリングの両方を含む概念。

監査法人に対するモニタリングの進め方の見直し【概要】②

見直しの内容

- 監査を取り巻く環境・課題や監査事務所のリスクを適時・的確に把握し、それに基づき効果的・効率的な検査を実施するなど、**オフサイトとオンサイトのモニタリングをより有機的に連動**させ、対応を図っていく。

検査

- ・ **リスクベースで検査**を実施。（早急に確認する必要がある場合には標準的な検査頻度に関わらず機動的に実施）
- ・ 虚偽証明等の疑義がある監査事務所に対しては、虚偽証明等の検証も行う。

＜監査事務所の規模別の標準的な検査頻度等＞

大手

- フルスコープ検査、フォローアップ検査に加え、品質管理システムの運用状況等にターゲットを絞った検証や、特定のテーマを横断的に把握する水平的レビュー等のオン・オフのモニタリング手法を活用し、**通年モニタリングを実施**。（従来は2年に一度の頻度で検査）

準大手

- 原則、2年に一度の頻度で検査を実施。（従来通り）
- **継続的に業務運営が良好な法人**については、**リスク・品質管理の状況を踏まえた検査頻度の見直し**を検討。**所属するグローバルネットワークの状況や品質管理の手法等**も勘案し、**大手に準じた検査の取扱い**も検討。

中小

- 監査事務所の業務運営の状況等を踏まえ、**リスクベースで検査先を選定**するとともに、**検査件数も増加**。

オフサイト・モニタリング

情報収集・分析

- ・ 公認会計士協会の品質管理レビュー結果等を踏まえ、**監査事務所のリスクを適時・的確に把握**するとともに、**IT・AIの導入状況や被監査会社の決算の訂正状況等**についても**情報収集・分析**を行う。

改善
フォローアップ

- ・ 業務運営が良好でないと認められる監査事務所について、**報告徴収等を通じて改善状況のフォローアップを強化**し、実効的な改善を促す。